

業種又は事業者及び表示内容に関する基準

この基準は、多治見市広告掲載取扱要綱第4条に基づき、多治見市の広告に掲載しない業種又は事業者及び表示内容に関する必要な事項を定める。

1 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一箇月で確実にマスターできる

2 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

3 資格講座

(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

例：「この資格は国家資格ではありません。」

(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

例：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

(3) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

4 病院、診療所、助産所

(1) 広告できる事項は、医療法第6条の5及び6条の7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。

(2) バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、厚生労働省の医療機関ホームページガイドライン等の関連規定に基づいたものとする。

(3) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の担当部署において、広告が適法かつ適正であることについて確認をとっていること。

5 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

6 墓地等

市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

7 不動産事業

- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
- (3) 契約を急がせる表示は掲載しない。
例：「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」

8 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

9 旅行業

- (1) 登録番号、所在地を明記する。
- (2) 旅行業法を遵守し、誇大広告はしない。
例：「超豪華」「優待価格」

10 一般廃棄物処理業者

一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：「回収」、「引取り」、「処理」、「処分」、「撤去」、「廃棄」等

11 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 業界団体に加盟していること。
- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）

12 質屋・チケット等再販売業

個々の相場、金額等の表示はしない。

例：「〇〇〇のバッグ 50,000 円」、「航空券 東京～福岡 15,000 円」等

13 その他、表示について注意を要すること

- (1) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等
- (2) 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。
例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等
- (3) 原則として、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。